

様式第3号（第14条関係）別紙

平成25年度第1回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成26年1月16日（木） 午後1時30分～4時30分
2. 場所 市川市生涯学習センター 第2研修室
3. 議題
4. 出席者 計13名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員

委員 稲葉健二委員、吉田英生委員、緑谷一樹委員、増田実菜委員、
小谷陽子委員、牛木雅子委員、猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、
中川洋子委員、青葉大助委員、矢島勝委員

○教育政策課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます教育政策課長の永田と申します、よろしくお願いたします。

次第へと進ませていただきたいと存じますが、本日が初めての会議となりますので、委員の皆様におかれましては、お一人1分程度で簡単に自己紹介をお願いいたします。では、高尾委員からお願いできますでしょうか。

○各委員（自己紹介）

○教育政策課長

ありがとうございました。次に教育委員会からも自己紹介をさせていただきたいと思ひます。先ほど、ご挨拶をさせていただきましたが、宇田川委員長からお願いできますでしょうか。

○教育委員会職員（自己紹介）

○教育政策課長

また、本日はこども部からも出席させていただいておりますので、自己紹介させていただきます。

○こども部職員（自己紹介）

○教育政策課長

最後に本審議会の事務局を担当させていただきます職員を紹介させていただきます。

○教育政策課職員（自己紹介）

○教育政策課長

次第へ進ませていただきたいと存じますが、本来ですと、委員の皆様の中から座長をお決めいただくこととなりますが、お時間の都合もございませぬので、「次第の1 会長及び副会長の選出について」まで、私が引き続き、進行を進めさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか？

○各委員

異議なし

○教育政策課長

ありがとうございます。

では、ただ今より「平成25年度第1回市川市幼児教育振興審議会」を開催いたします。

本日の会議は、審議会委員13名のうち全員が出席されていますので、市川市幼児教育振興審議会条例第6条第3項の規定により、成立いたします。

本日の会議終了時間でございますが、15時30分を予定しております。審議の状況によりましては、多少前後することもございますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議に先立ち、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第7条の規定に基づき、会議公開について決定する必要がございます。本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございませんので、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。

いかがでしょうか。

○各委員

異議なし

○教育政策課長

ご異議がないようですので、本議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者がいましたら入場をお願いします。

～傍聴者入場～

○教育政策課長

それでは、お手元の次第に沿って、進めさせていただきたいと思います。

「次第1 会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。会長及び副会長は、市川市幼児教育振興審議会条例第5条第1項の規定により、委員の皆様の互選によってお選びいただくこととなっております。

それでは、会長よりお選びいただきます。委員の皆さんより立候補若しくは推薦がございましたら、お願いいたします。

○矢島委員

今まで幼児教育振興審議会の会長として審議会をまとめていただいております、この7月に設置された市川市子ども・子育て会議の会長をされていると聞きましたので、高尾先生に引き続き会長をやっていただければと思います。

○教育政策課長

高尾委員というお名前があがりました。他に立候補、推薦はございますでしょうか。ないようですので、高尾委員に会長をお願いしたと存じますが、みなさんよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし・拍手

○教育政策課長

それでは高尾委員、会長をお引き受けいただいております。

○高尾委員 了承

○教育政策課長

ありがとうございます。それでは会長に信任されました高尾委員には、お席をお移りいただきたいと存じます。

～高尾委員、会長席へ移動～

○教育政策課長

それでは、高尾会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。なお、これ以降の進行は、高尾会長にお願いいたします。私の役目はここまでとさせていただきますと思います。ご協力ありがとうございました。

では、高尾会長、お願いいたします。

○高尾会長

それでは、あらためまして。適任かどうかは別としまして、矢島先生からの推薦もありましたので、引き続き会長を引き受けさせていただきたいと思います。

問題は、先ほどもありましたように、子ども・子育ての制度が大きく変わってきます。そういうことがありましても、ここで、審議会で、しっかりとした方針を定めていくということが求められるということになります。特に、幼児教育の責任は市町村の責任になります。そういうことも踏まえまして、真剣に議論したいと思いますので、皆さんに、忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。市川の子ども・子育てに資する議論を展開していきたいと思います。個人的に言いましても、私は兵庫県の出身なんです。先ほど委嘱状をもらいましたけども、コルトンプラザ、これは日本毛織の市川工場なんですね。私は兵庫県ですから、加古川工場というのがありまして、父親が勤めておりまして、市川は私が大学に入りましたときに、東京に出てきまして、一緒に歩いたことがあるんです。地形も同じような地形です。そういうこともありまして、非常に懐かしく思っておりますので、しかも大学との関係も非常に近いということもありまして、かつてから皆さんに助けていただいて、この会議をやってきましたので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは会議を続けさせていただきたいと思います。

続きまして、副会長を選びたいと思います。副会長につきましても、市川市幼児教育振興審議会条例第5条第1項の規定により、委員の皆さんの互選によってお選びいただくこととなっております。委員の皆さんより立候補若しくは推薦がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私の方から、今まで副会長をお引き受けいただいております鈴木委員を推薦したいと思います。皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 拍手

○高尾会長

それでは、鈴木委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○鈴木委員 了承

～鈴木委員、副会長席へ移動～

○高尾会長

それでは、鈴木副会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○鈴木副会長

高尾会長の推薦で、副会長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

母が市川の生まれ育ちでございまして、前日も私申し上げましたが、日の出の2期生ということで、市川で生まれ育った母の元で育ちました。で、今は市川の和洋に勤めておりまして、市川市に大変お世話になっておりまして、よりよい教育の未来のために頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○高尾会長

どうもありがとうございました。

それではここで、事務局より次第2「報告」に関する資料準備があるとのことですので、暫時休憩といたしたいと思います。

～休憩、資料配布、配布資料の確認～

○高尾会長

それでは会議を再開いたします。

では、次第の2です。「報告（1）幼児教育振興審議会について」、事務局より説明をお願いします。

なお、吉田委員は、診察の関係で途中で退席されるとのことです。

それでは事務局、お願いします。

○教育政策課長

事務局から報告の（1）「幼児教育振興審議会について」、ご説明させていただきます。

まず、資料3「市川市幼児教育振興審議会の概要」をご覧ください。

本市幼児教育振興審議会は、市川市の幼児教育の振興と充実を図るための方策について調査審議することを目的といたしまして、昭和50年4月1日に設置されました。

平成22年度から24年度の3カ年度の主な審議内容について、申し上げます。

平成22年度には「公立幼稚園のあり方について」、審議会にお諮りし、同年11月25日に答申をいただいております。答申書については、参考資料といたしまして資料3の後に付けさせていただきます。

答申の概要ですが、市北部に位置する百合台幼稚園、中部の大洲幼稚園、南部の南行徳幼稚園の3園を基幹園として残し、「公」としての役割を果たしていくことが望ましいとし、その他の公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含む地域の実情、バランス等を配慮しながら、順次廃園を検討していくというものでございました。

なお、稲荷木幼稚園と二俣幼稚園については具体的な方向性をいただいております。

稲荷木幼稚園につきましては、この答申に沿いまして、本年3月をもちまして廃園が決定しております。

また、二俣幼稚園につきましては、当面は休園の方向で検討していくことが望ましいが、検討に当たっては、建て替えを含めた今後の防衛省宿舍の動向を見極めた上で

議論を行い、休園または廃園の最終決定を行うこと、との答申を頂戴してございますが、現在は、防衛省宿舍の撤退時期が明らかになり、休園等についての検討が必要な状況と認識しております。

次に、平成23年度でございますが、平成23年度には、市川市立幼稚園保育料の見直しについてお諮りをし、平成24年4月23日に保育料を引き上げることを妥当とする答申を頂戴しております。なお、詳細につきましては、のちほど報告(3)の中で、ご説明申し上げます。こちらの答申書も、参考として資料3の後につけさせていただきます。

また、本審議会は、会議だけでなく、平成24年度には、習志野市にございます幼保一体化施設「習志野杉の子こども園」を視察いただきました。

この他、平成24年は、8月に子育て3法が成立し、子育て支援に関して平成27年度から大きく変わることが決定しましたことから、それらの新制度に関する制度のご説明や、市川市子ども・子育て会議の設置について、こども部から説明をさせていただいたところでございます。

このように、本審議会におきましては、公立幼稚園のあり方や保育料に関することを主に審議をしていただいております。

次に、「幼児教育振興プログラム」につきましてご説明させていただきたいと思っております。こちらは資料4でございますが、あわせて緑の冊子をご覧くださいと思います。

本プログラムは、本市が取り組む幼児教育の方向性を明確にするとともに、現下の課題である子育て支援を推進することを目的に平成20年7月に教育委員会において策定いたしました。

教育委員会におきましては、毎年度、法律に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、公表しております。

これらの点検・評価は、本プログラムの上位計画であり、本市の教育の基本となる「市川市教育振興基本計画」に定める事業について実施いたしますが、この計画に定める幼児教育に関する事業につきましても、その際に合わせて評価しており、これまでその結果を本審議会にご報告させていただいております。つきましては、本日、平成24年度の事業の評価結果につきましても、ご報告させていただきます。

では、評価結果の前に、プログラムの概要について触れさせていただきます。結果資料4をご覧ください。

幼児教育振興プログラムは、「みんなで育てる心豊かな市川の子ども」を基本理念とし、「生きる力の基礎を培う」、「幼・保・小の連携の推進」、「子育て支援の充実を図る」の3本の柱を掲げ、それぞれに、実現のための施策を設け、実際の事業を実施計画として定めております。

次に、評価結果についてご報告いたします。評価は、事業の進捗状況と施策の達成状況に関して実施されます。結果については、事務局の自己評価、教育に関し学識経験をお持ちの方で構成された「市川市教育振興審議会」での審議を経て、最終的に教

育委員会の議決をもって決定いたします。

それでは、その点検・評価報告書の中から、幼児教育振興プログラムに関する部分についてご報告させていただきます。

まず、実施計画の一番上、「1. 幼稚園教諭及び保育士の研修の充実」、「①合同研修会の開催」を例に資料の見方を含めて、ご説明させていただきます。

「合同研修会の開催」事業は、矢印の先をご覧ください。教育振興基本計画では、「3-1 幼児期の教育を推進するための環境を整える」という施策の方向のうち、「3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進」という施策の事業の一つとして位置づけられております。

事業の実績といたしましては、公立幼稚園、私立幼稚園が行っている幼稚園教諭の研修会にお互いが参加しあい、共通理解が深まるとともに、公私立幼稚園における幼児教育や保育の質の向上が図られたということで、進捗の評価については「A 計画どおり進められた」となっています。

そして、その下の「ひまわり学級（特別支援学級）の充実」の事業進捗とあわせて、施策の評価について、「施策の実現は十分に図られてきている」とさせていただいております。

資料につきましては、随時横に見ていただく形でご説明させていただきました。

なお、他の実施計画につきましては、「9. 幼児教育センターの開設」を除き、ほぼ、同様に、進捗Aでございました。

「9. 幼児教育センターの開設」につきましては、子ども・子育て支援新制度におけるセンター機能のあり方について検討いたしました。施設の確保が困難であること、既に公立の幼稚園が地域に対する相談業務を担っていることから具体化はいたしませんでした。

この他、実施計画の中にあります「親子つどいの広場の開設」など、一部評価を行っていない事業がございますが、これらは、平成23年度以前に実施済み事業のため、平成24年度の評価対象とならなかったものでございます。

点検・評価等の概要につきましては、以上でございます。

○高尾会長

事務局の方から、幼児教育振興審議会及び幼児教育振興プログラム、平成24年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告がありました。ただ今の報告につきまして、質問はございますか。

○緑谷委員

はい。

○高尾会長

はい、緑谷委員。

○緑谷委員

緑谷です。資料4右ページの、3-1-1の一番上の公私立幼稚園の研修についてですが、進捗の評価Aということで、計画どおりにすすめられたとありますが、どういふ点で計画どおりにすすめられたと評価されたのかなと伺いたいです。なぜご質問

したかといいますと、私立幼稚園協会では年間10回ほど教員研修会を実施しております、公立幼稚園の先生方にももちろん開放しております、参加を毎回お待ちしておりますが、状況ではあるのですが、ちょうど昨日と、昨年最終11月末だったと思うのですが、実施した際には公立からの参加はゼロでありまして、こちらは平成24年度の評価ですので、今日はデータを持っておりませんが、具体的にAの評価の内容という点で伺えればと思うのですが、よろしくお願ひします。

○高尾会長

研修に関する事柄ですが、事務局どうでしょうか。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。

今、参加が実際には少ないというところでのA評価ということでございますけれども、平成24年度の公立幼稚園のサイドから私立幼稚園の研修へおじゃまさせていただいた回数は、全部で8回参加させていただいております、参加人数は延べで68名でございます。どうしても実際になかなか園の業務がございます中で、参加をさせていただきまして、ここで頂戴した情報等につきましては、それぞれ参加した職員が、各園に持ち帰って、参加できなかった職員にフィードバックをさせていただくと、そういう枠組みの中で参加させていただいておりますので、今後その参加につきましては、よりいっそう促していかなければいけないというふうに認識しておりますけれども、そもそも、その研修に参加をして、相互の特質を踏まえた共通理解、資質の向上という目的から考えれば、ある程度の成果は上げているものと、そういった認識で、A評価と教育振興審議会の方でもご理解いただいたという状況でございます。

○高尾会長

緑谷委員さん、よろしいですか。

○緑谷委員

はい。

○高尾会長

公立が研修をやる場合には、私立側からのデータはあるんですか。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。申し訳ございません。私立幼稚園サイドで開催のデータを申し上げましたが、当然逆もございます。公立幼稚園の方で主催をして、私立幼稚園の皆さんにご参加いただきましたのは、平成24年度は、延べ4回開催をいたしまして、参加は、延べ35人の方に参加いただいております。以上でございます。

○高尾会長

よろしいですか。ほかに何かありませんか。稲葉委員。

○稲葉委員

私の方は、その下の方の、3-1-2の、幼・保・小の連携の部分でお聞きしたいんですけども、これはモデル校で進めているっていうのはあるんですけども、この審議会の中でも何回か発言させていただきましたが、公立のモデルスタイルはあったとしても、私立幼稚園と小という形の連携とか、そういう形のモデルとか、たとえば

具体的な例とか、教育の成果みたいな部分についてお話いただければと思います。

○高尾会長

じゃ、事務局の方。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。こちらの事業につきましては、幼・小連携推進モデル園、モデル校との連携の推進を図るという事業でございます。事業概要につきましては、こちらに記載しているとおりでございますけれども、平成24年度につきましては、こちらに記載しておりますとおり、指定を受けました二俣、百合台幼稚園とその管轄の小学校で園児の交流をしたと、そういう形になっておりまして、具体的な成果ということになりますと、その成果を見る中に事業の指標といたしまして、幼稚園や小学校の交流の機会というものをひとつの指標として設定しております。ちなみにこの計画の中で平成24年度は目標といたしまして25回、それに対して現状12回ということで、目標には達しない状況ではございましたけれども、ここにつきましては、評価の中で、総括といたしまして、審議会も含めまして教育委員会ではこういった意見になっておりまして、ここで読み上げさせていただきます。「実施事業の進捗も良く、施策の実現は十分図られてきている。しかしながら今後は、幼稚園及び保育園と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保することが重要であることから、園児・児童間の交流について、内容の精選及び充実を図った上、事例数を増加させることが必要である。」平たく申し上げますと、一定の水準ではやれているだろうけれども、改善の余地ありと。そういうご指摘かと思います。そういった意味では、24年度は一定の水準をクリアしてはございますが、引き続き努力をすると、そういった評価になっております。進捗状況的にはAということで、ご理解をいただいたということでございます。以上です。

○高尾会長

では、稲葉委員。

○稲葉委員

というのはですね、必ず指摘しているのが、モデルを二俣・百合台で、二俣が今後休園をすとかそういう形で進んでいく中において、私立幼稚園の連携のモデル校とか、そういう施策をずっと提案していたと思うんですね、現実的に。ですから、公立のパターンが必ずいいわけではないし、私立でやった場合にはこういう施策の効果が得られるとか、そういう部分を議論されないで、連携の成果が評価されていること自体が、一定のものしか評価していないので質問させていただいています。ですから、幼・保・小連携の強化を一層強化していくという評価が出ているのであれば、いろいろなモデルのケースとか、いろいろな地域性とか、市川の場合は北部・中部・南部とかそういうモデルケースを設置して、本来だと検証したり、連携というテーマにおいてはやるべき、本来そういうモデルでやるべきだったと指摘をしていたんですが、結果として、そういう形では捕らえていないような、そういうふうに私は受け止めているのですが、それでもA評価なのかなという部分において質問をしていたのです。

○高尾会長

では、事務局の方で。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。まずこれは24年度の実績についての評価でございます。稲葉委員からご指摘いただきましたように、当然いくつかのパターンが考えられるかと思えますけれども、事業として実際に取り組みをしていないというのが現状でございます。今までも再三そういったご提案を頂戴しているということでございますので、今後につきましては、実際、私立幼稚園とか、学校の方にもご協力を求めないとそのパターンを増やすことは困難かと思えますので、その部分につきましては、検討をさせていただきたいと思えます。

なかなか、全体的に良くないのにA評価かというご指摘でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○高尾会長

では、稲葉委員。

○稲葉委員

言われていることはよくわかるんですが、幼・保・小であったとしても、保育園は公立もあれば私立保育園もある、そういう中の、例えば私立保育園と小学校が組んだらこういう評価がある、そういう結果を目指して、要するに目途として、進めるのが施策であって、一つの小学校と公立の幼稚園の結果をもって評価をしていること自体が無理があるのかなと。例えば幼稚園だとかこういう所が良くてこれがちょっとマイナス、そうしたらこういうふうに幼・保連携しようとか、そういう課題が見えてくるはずでしょう。だから、そういうところを今後検討してください。以上です。

○高尾会長

じゃ、そういう要望があるということで。では他に何かありますか。

○増田委員

はい。

○高尾会長

はい、どうぞ。それでは、発言の前にお名前をお願いします。議事録の関係がありますので。

○増田委員

増田です。よろしくお願いたします。

今、いただいた資料4、3-1-3子育て支援の充実を見させていただいていたのですが、その中で、上から3番目の、公私立幼稚園の特別支援教育を図るため幼児教育相談員の方が巡回しているという内容が書かれていまして、これ、私の方の勉強不足だったら申し訳ないのですが、こういった情報って、今日巡回が来ますという情報であったり、今、園の中で保護者から相談があった場合に、お話を聞いていただけるといような、保護者に対する情報の提示といいますか、保護者がそういうものに対して情報を開示されていて、「ちょっと伺ってみようか」とかできるような形での

アナウンスというのはどのようにされていますでしょうか。

○高尾会長

はい、じゃ、事務局の方でお願いします。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。

今ご質問の、幼児教育相談員についてお答えさせていただきます。こちらの幼児教育相談員につきましては、公立幼稚園問わずですね、教育相談という形で、主に保護者のお母さん、お父さんのですね、お子さんに関しますご相談に対しまして、教育相談員を各幼稚園に派遣させていただきまして、対応させていただいております。

あとはアナウンスということなんですが、特段あの、私立幼稚園さんには例えば協会さんを通してですね、現在、申し訳ないんですけど、していません。私立幼稚園さんの方からいろいろとですね、教育相談員や、教育委員会の方に、お問い合わせがあった場合に対応させていただいている状況です。今後につきましては、協会さんをとおしてお知らせをするような形で、検討してまいりたいと思っています。

○高尾会長

はい、どうぞ。

○増田委員

ありがとうございます。非常に、あの、発達の心配ですとか、保護者がいろいろかかえる部分があったときに、いつも行っている幼稚園や保育所が窓口になっていただけると、すごく心強い部分があるので、ぜひそういった形で検討していただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○高尾会長

はい、じゃ、他にありませんでしょうか。

それではなければ、私の方から。3-1-3子育て支援の充実の一番下ですが、幼児教育センターの設置というですね、これは非常に重要な課題だと思うのですが、これは、新制度のからみもあるんでしょうけれど、Bになっていますよね。この辺はどういう理由でしょうか。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。先ほど若干触れさせていただいておりますけれども、幼児教育センターの開設につきまして、進捗評価がBというふうになっておりますけれども、この理由でございますけれども、申し上げますと、センターとしての新たな施設の開設ということにつきましては、教育委員会の方針として、取り組まないと決定いたしましたので、この施策の指標としては、取り組まなかったわけですから、Bという評価をさせていただいたところでございます。その理由につきましては、先ほど触れさせていただきましたように、なかなか新たな施設を確保することが困難であるということが1点と、すでに、各地域にございます公立の幼稚園と、これは公立の保育園も同じかと思っておりますけれども、地域に対しまして、いわゆる常設でと言っているかわかりませんが、相談機能を地域に対して持っている。個々の公の施設がそれを果たしているの、新たに設けないと。そういう結論でございます。以上で

す。

○高尾会長

はい、そういうことですが、稲葉委員、どうですか。他の方、よろしいですか。忌憚のない意見を言っていただけてけっこうなんですけれども。

緑谷さん、どうぞ。

○緑谷委員

緑谷です。こちら3-1-3で、一番上の段に、公立幼稚園の未就園児保育のデータがのべ128件というのがあるんですが、1回35人から40人の間ということだと思っんですが、だいたいどういう感じでされているものなのでしょうか。

○高尾会長

はい、では事務局。

○伊藤課長

小谷園長がお見えなので、実際にやられていますんで。

○小谷委員

塩焼幼稚園の小谷です。未就園児保育に関しては、8園いろいろな方法でやっています。また、地域の状況に対応してやっています、うちの幼稚園で申しますと、年間12回ぐらいです。運動会の参加もあります。午前中1時間ほど園庭で遊んで、その後ホールに集まって、絵本の読み聞かせや、親子体操をしたりとか、そういう活動を入れております。最初の頃は、5月の中旬頃から始めるのですが、最初はたくさん来ますが、だんだん減ってくる状況です。

○高尾会長

緑谷委員、よろしいですか。

○緑谷委員

はい。先ほど稲葉委員の方から、幼小の連携というお話があったんですが、幼稚園の園長としての意見でもあるんですけれども、だいたい今の時期になりますと、来年の新1年生の引継、相談をする時間をいただけないかと小学校から電話がかかってきます。市川市さんで、小学校と幼稚園の引継の指導はどうされているのでしょうか。

○高尾会長

じゃ、事務局。矢島先生。

○矢島委員

はい、現場にいる人間の方がわかると思うので、私が知っている範囲でお話させていただきます。私の場合は国府台小学校で、国府台小学校もご存知のとおり松戸と隣接しているものですから、保育園と幼稚園、公私立合わせると、だいたい15園から18園から来ます。一番多いところで、30人くらい、少ないところだと3人とか4人ですね。正直申し上げて、クラス編成上の都合もあるので、いろいろな特徴を持ったお子さんについては、全部回れば本当はいいんですけれども、そういう数の状況から申し上げて、電話でお聞きする、という場合がございます。

逆に私は二俣幼稚園に在籍していたことがあるのですが、二俣幼稚園はほぼ100パーセントが二俣小学校に行きますので、こちらは、小学校の先生と引継の場を設け

て、やっておりました。現実的に今もやっているのではないかと思います。

それから幼・保・小の連携という先ほどのお話ありましたが、幼稚園さん保育園さんが、入学前に、ほとんどの学校に、たぶん問い合わせがあると思うんですが、学校を見させてもらえますか、という申し出があります。どこの学校にも。それは、要するにですね、子どもが4月から入ったときに、ちょっと慣れておきたいってことで、人数も多いところだと、まとまってやって来ますし、全部じゃないんですけども、私のところっていうのはだいたい来ますね。ですので、そのときに、だいたいそれこそ教頭が対応しますけれども、校内を一回り見せて、ここがこういうところだよ、とか、体育館だよとかいう説明をしながら、だいたい1時間くらい1周して、最近では連携っていうのが強く言われているので、中には事業風景を見せてくれるところもありますし、うちなんかは、さっき風の谷保育園さんの保護者さんがいらっしやっただけど、風の谷さんは、たしかうちには、ここ何年か来てるんですけど、1年生と簡単なお遊戯をというかゲームですね、をやったり、ということでやっています。

現実問題、モデル校を作った場合は、私はモデル校もやったんですけど、年間でかなり回数を重ねていくのがモデル校で、今言った程度の連携ですと、ほとんどの小学校がたぶんやっていると思います。公立の幼稚園については、ほとんどやっています。

話したついでにもう一つ言うとはですね、先ほど巡回相談員さんの話が出たんですけど、公立の場合は巡回相談員さんはほとんど園便りで、この日には来ますから、前もってどうぞ、とすべて予約制です。それから、公立の場合は、だいたい1学期に回ります。2学期の頭からは、私立さんの方を回されるので、逆に公立には来ません。ですので、当時、すみません、3年前ですから、今変わっているかどうかわからないですけども、そういうことで、私立さんにも回っているはずだと思いますよ。その間は公立には来ません。

ということで、知っている限りのことはお話をさせていただきました。

○高尾会長

じゃ、よろしいですか。他に、質問ありませんか。

それでは、質問がなければ、次の報告に移りたいと思います。それでは次第の2「報告 子ども・子育て支援新制度に係る検討事項について」事務局より報告をお願いします。

○福田主幹

教育政策課の福田と申します。

私からは、資料5と6で、子ども・子育て支援新制度等についてご説明いたします。

<市川市の子ども・子育て環境の状況>

初めに、市川市の状況でございます。

資料5の2ページのグラフをご覧ください。市川市の人口動向でございます。

本市の人口は昭和40年から50年、また60年にかけて急激に増加いたしました。その増加にあわせて、公立幼稚園も設置してきたものであります。その後、平成10年くらいから少しずつ増加はしていましたが、平成21年をピークに現在は減少しているところであります。平成25年12月現在、469,517名であります。

ピーク時から比べますと6,603人減少している状況でございます。

人口動向を、長期的にみますと、全国的に生じている少子化や、住宅都市特有の課題である世帯分離による世帯人数の減少が大きな影響を与えておりまして、また、市川市は、住宅供給数と転入者数に強い相関関係にあるため、近年の景気低迷や都市の成熟により建築動向が沈静化していることが、中期的な要因としてあげられます。これらが複合的に起こったことで、人口が減少に転じたというのが本市の今の状況でございます。

となりの、人口ピラミッドをご覧ください。このピラミッドが12月31日現在の市川市の年齢構成を表しております。下の点線から下が5歳以下の幼児でございます。たての点線の2本は、児童の数にあわせて比べるために引いたものですが、見ていただければわかりますが、本市でも、子供の数より、高齢者の数のほうが、はるかに多くなってきているところでございます。

3ページをご覧ください。このグラフは市川市の将来人口を予想したものでございます。平成24年度に実施した新たな将来人口推計では、平成22年を界に人口減少に転じている結果となりました。本市は、既に人口減少社会に突入している状況でございます。国勢調査を実施した平成22年の人口を基準としますと、32年で約2.1万人減、37年で約3.7万人減が予測されます。また、14歳以下の年少人口は、平成37年で約1.7万人減、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成37年で約3万人減、65歳以上の老年人口は、平成37年で約3.3万人増となります。総人口だけ見ますと、平成37年と平成2年は同程度であります。65歳以上の高齢者は約3.2万人が約11.9万人へと約3.7倍に増加し、年齢構成が急激に変化することが予測されています。

次に資料の4ページをご覧ください。この表は、市川市の就学前児童施設(幼稚園、保育所等)の施設数と就園状況をまとめたものです。3歳～5歳児童の割合は幼稚園が55.1%、保育所が33.7%、その他が11.1%となりまして、3歳～5歳の児童の半分以上は幼稚園に就園している状況でございます。

5ページをごらんください、こちらの表は0歳から5歳の施設別の就園状況になります。市川市の児童各学年ごとに約4,000人程度でありまして、この表のように、幼稚園や保育所などの各施設を利用している状況でございます。

6ページをご覧ください、このグラフは市川市の3歳児の各施設の利用状況の推移でございます。こちらのグラフを見ていただくとわかると思いますが、平成16年から児童自体は減少しておりまして、幼稚園の割合は40%を少し越えるくらいで推移していますが、保育所は年々割合が高くなってきています。一方、その他、これは施設を利用していない児童だと思っておりますが、平成13年度は40%を超えていましたが、平成25年度は22.5%となっております。3歳児の保育園などの施設利用が年々、増えてきている状況でございます。

7ページをごらんください、このグラフは3歳～5歳児の施設の利用状況の推移でございます。このグラフでも、3歳～5歳の児童数は年々減少しておちまして、一方、幼稚園の利用割合は横ばいで推移しておりますが、保育所の利用割合は年々高くなっ

てきている状況でございます。

8ページをご覧ください。このグラフは市川市の待機児童数の推移でございます。平成19年度に一旦減少しておりますが、その後、年々増加している状況でございます。

以上が、市川市の子ども・子育て環境の状況でございます。

<社会保障・税一体改革について>

次に、「子ども・子育て支援新制度」について、ご説明する前に、この制度が、なぜ必要なのかという、背景を確認したいと思います。

10ページをご覧ください。社会保障改革が目指すものでございます。様々なニーズに応えるための「働き方の変化」や、核家族や単身世帯の増加などによる「家族形態や地域の変化」また、「人口減少や少子高齢化」、それに社会保障費の増大による「厳しい財政状況」など、こういった社会経済状況の変化に対応するため、これまで以上に、子育て支援に係る支出を拡大させ、現役世代への支援を強化していくことで、全ての人々が受益を実感できる社会保障制度を目指すものでございます。

11ページをご覧ください。社会保障改革の全体像でございます。これまでの給付は高齢世代が中心、負担は現役世代が中心という現在の社会保障制度を見直し、現役世代も含めた、全ての人々がより受益を実感できる「全世代対応型」の社会保障制度を構築することでございます。この改革の優先順位として、全世代への対応や未来への投資等を踏まえ、「子ども・子育て支援の充実」が位置づけられ、子ども・子育て支援法等が成立し、子ども・子育て支援新制度を実施することになったものでございます。このように、今回の社会保障改革で、子育て支援が社会保障の1つと位置づけられ恒久財源が確保されたことは、大変重要なことでございます。

12ページをご覧ください、新制度を進めていくための財源としては、消費税引き上げによる増収分を全て社会保障の充実と安定化にむけることとなっております、2015年から0.7兆円程度を子ども・子育ての支援に当てていくこととなっております。

<子ども・子育て支援新制度>

次に、子ども・子育て支援新制度の概要でございます。

14ページをご覧ください。子ども・子育て支援新制度を進めていく上で、様々な現状と課題がございます。こちらに書いてありますとおり、

○急速な少子化の振興（平成23年度合計特殊出生率1.39）

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上

・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

（日：1.04% 仏：3.00 英：3.27 スウェ：35%） 族関係社会支出の対GDP比の低さ

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

このような様々な現状や課題に対し「子どもを産み、育てやすい社会の創設」を目的とした子ども・子育て支援法が平成24年の8月に成立いたしました。この法律の大きなポイントは「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保」そして「地域の子ども・子育て支援の充実」でございます。

次に、15ページをご覧ください。この、子ども・子育て関連3法は平成24年の8月に自公民三党合意を踏まえて成立したもので、その法律の内容でございますが、「子ども・子育て支援法」は幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化するもの、「認定こども園法の一部改正法」は幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化する内容、そして「関係法律の整備法」は、この2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正するものでございます。この3法の主なポイントでございますが、

一つ目として「保育の量的拡大・確保」について、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設でございます。

二つ目として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）でございます。

三つ目としましては、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実でございます。

次に16ページでございます。この三法は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを持たせ、実施主体は市町村で、地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定して給付・事業を実施していくこと、また、財源は消費税率の引き上げを前提に確保し社会全体で費用を負担する。推進体制は内閣府に本部を置き、その政策プロセスに参画・関与することができる仕組みとして「子ども・子育て会議」を設置し、その委員及び専門委員が定期的に議論を重ねていくこととでございます。また、市町村は合議機関として地方版子ども・子育て会議の設置努力義務について、示されていまして、市川市も昨年の7月にこの会議を立ち上げております。市川市の子ども・子育て会議については後ほどご説明いたします。

17ページをご覧ください。子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像でございます。子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。「子ども・子育て支援給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象と

なっています。これら二つの特徴としては、「子ども・子育て支援給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うもので、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う事業になります。現行制度でも延長保育事業や放課後児童クラブ事業などは、市町村によって内容に差がありますが、それと同様の形となります。ただし、現行制度では延長保育事業や放課後児童クラブ事業はそれぞれが独立した事業であったのに対して、子ども・子育て新制度では「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠の中に含まれることにより、一体的な制度設計・運営が行われることとなります。

「子ども・子育て支援給付」の種類としては「施設型給付」「地域型保育給付」「児童手当」がございします。このうち「施設型給付」は認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付でございまして、これまで、保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていましたが、施設型給付が創設されることで、そういったものが一本化されることとなります。また、3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた給付制度が導入されたもので、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

また、「地域型保育給付」は、幼稚園や保育所を対象とする施設型給付に加え、小規模保育や家庭的保育なども市町村による認可事業とし、地域型給付を創設することで、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図るものでございします。

次に、18ページをごらんください。この図は、新制度における幼稚園の選択肢でございします。今後、幼稚園は新制度に移行していく上で、4つの類型に分かれていくこととなります。まず大きなくくりとしましては、「認定こども園」と「幼稚園」に分かれます。この認定こども園の中も、2つ種類がありまして、「幼保連携型認定こども園」と「幼稚園型認定こども園」になります。位置付けは、どちらも学校教育と保育を提供する機関になります。次に、上から3つ目のタイプの幼稚園（施設型給付有）でございしますが、この幼稚園は新しい枠組みに入る幼稚園であります。位置付けとしては、学校教育を提供する機関になり、保育は提供しない幼稚園になります。この上から3つのタイプの施設は、全て施設型給付の対象の施設になり、国基準により算定される公定価格が適用になる施設になります。また、利用者がその施設を選択した場合、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務がある施設になります。一番下の幼稚園でございしますが、このタイプの幼稚園は現行どおりの幼稚園になりまして、施設型給付も公定価格もありません。また、応諾義務もありません。以上の4つの類型に現行の幼稚園は分かれていくこととなりますが、基本的には新制度が始まる上で特段の申し出を行わない限り、「施設型給付」の対象施設として市町村から確認を受けたものとみなされます。手を上げないとすべて、施設型給付の対象の施設になるということございします。

次に、19ページをご覧ください。この表は、施設型給付が創設され、現行の財政措置から各施設が新制度に移行した場合のイメージになります。これまでは各施設で

ばらばらに財政措置をしていたものを新制度では一本化して施設型給付としていくものです。これは、就学前の子どもの教育・保育を保障するための給付制度でありまして、給付費は国・県・市町村に必要額を手当てすることを義務付けたものでございまして、予算の範囲内で手当てする、奨励補助金とは性質の違う公費になるものでございます。一部、現行制度を選択した幼稚園の財政措置は私学助成など現行の制度が残ることになります。

20ページをご覧ください。この図は、幼稚園の公費制度の変化のイメージを表したものです。私立幼稚園に対する公費は、現行制度と給付制度では大きく異なることになります。現行制度では、私学助成と保育料の水準が園の運営に影響してきますが、新制度の施設型給付になると、この図の公定価格の水準が運営経費に影響することになり、利用者からの保育料の水準は運営経費に影響されないことになります。利用者にとっては、施設型給付の幼稚園を選択すると、市町村が所得に応じて定めた保育料になる応能負担となるもので、所得が低いほど定額になります。このため、同一市町村内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなることになります。

次に21ページをご覧ください。保育の必要性の認定でございます。子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。保育の必要量の認定は、例えば、介護保険制度の要介護認定と似た仕組みになります。また、新制度では、パートタイマーなど、短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。この図の「1号認定」は、満3歳以上で就学前の保育の必要がない子どもになります。新制度で運営される幼稚園に通う子どもたちがこの「1号認定」当てはまります。次に、「2号認定」は満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども、「3号認定」は満3歳未満で保育の必要性があると認定された子どもで、現在保育所に通う0～2歳が当てはまります。この「2号認定」「3号認定」の子どもは、保育の必要性ありということで保育所に通うことを認められた子どもでして、親の労働時間によって「保育短時間」「保育標準時間」という「保育必要量」の区分けが加えられるものでございます。私学助成で運営される幼稚園に通う子どもは、認定を受ける必要はなく、こういった区分はございません。

22ページをごらんください。新制度における幼稚園の利用・公費の流れのイメージでございます。利用者は初めに教育・保育の必要量の認定が必要になります。この図の①と②の流れになります。また、認定の申請、交付の手続きは利用者負担を軽減するため、幼稚園を通じて行える方法も検討されています。

また、公費の流れも大きく変わることになります。施設（幼稚園）は県からの私学助成だったものが、市からの施設型給付⑥となり、公費で教育・保育経費を保障されることになります。また、利用者は市からこれまで就園奨励費として、事後的に所得に応じた負担軽減として支給されていましたが、新しい制度では、市が定める所得に応じた保育料となり、あらかじめ負担が軽減されることになります。幼稚園が公費を受けるためには、県の認可に加えて、市の確認が必要になりますが、新制度移行時、既存園は「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。

このように、新制度では施設型給付になった幼稚園、その利用者も大きく制度が変わることになります。

23ページをご覧ください。先ほど、17ページでもでてきました。地域子ども・子育て支援事業でございます。市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う事業になります。この①から⑬まで、計13事業が子ども・子育て支援法に法定されている地域子ども・子育て支援事業のメニューでございます。そのうち（新規）とあります①、それから、⑫、⑬、この3つが新たに法定されたもので、それ以外のものは既存の事業でございます。これらの事業につきましては、現行法制上、児童福祉法、母子保健法、次世代育成支援法、児童手当法と、さまざまな法律に基づいて運営されているものを、①から⑬までを法定化し、それらの推進をしていく根拠の規定を子ども・子育て支援法でまとめて規定し、市町村の子ども・子育て基本計画の中に位置づけ、計画的に推進していくものでございます。この中で、幼稚園に関係するもので、⑧番の一時預かり（幼稚園の預かり保育）事業でございます。この一時預かり事業に、各幼稚園で行っている預かり保育事業が位置づけられることになっております。

24ページをご覧ください。この図の左の部分を見てください。現行では預かり保育に対しては国庫補助で行ってききましたが、新制度では地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業として、市町村との委託契約で実施していくことになる予定であります。

次に資料の6をご覧ください。市川市の子ども・子育て会議についてでございます。この会議は、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、子育て当事者の意見や関係機関の意見を反映した施策を推進するため、関係機関の代表者や、学識経験者、子育て当事者で構成して、平成25年7月に設置いたしました。資料にありますように、これまで4回開催しておりまして、新制度の施行までに事業計画の策定等の審議を行っていくものでございます。

A3資料をご覧ください。この会議での検討状況をまとめたものでございます。

この会議に現在、諮問しているものが、「市川市子ども・子育て支援事業計画」と「基準」になります。この「基準」の「施設等に関する基準」の中で、特定教育・保育施設の運営基準とありますが、これは施設型給付の対象となる幼稚園などを確認するための基準を作っていくもので、恐れ入りますが、先ほどの資料の22ページをご覧ください。ここの矢印の市町村が幼稚園などを確認するための基準を決めていくものでございます。また、その隣にある「子どもの保護者に関する認定基準」でございますが、これは、こちらの②番で、認定するときの基準を検討しているものでございます。また、子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法で市に策定を義務付けておりまして、この計画の記載事項等についてこの会議に諮問して意見を聞いているところでございます。

おもに、幼稚園側から見た、子ども・子育て支援新制度の概要等について説明させていただきました。説明は以上になります。

○高尾会長

それでは、ただいま事務局から、市川市の子育て環境、子ども・子育て支援新制度

の概要、それから市川市子ども・子育て会議の概要について説明がありました。今の説明に対しまして、何か質問・ご意見はありますでしょうか。

○緑谷委員

はい、緑谷です。昨年3月の議事録を見ますと、去年、子ども・子育て会議が設置され、私立幼稚園が今後どうなるかというお話しで終わっていたところですが、その際に、今後の公立幼稚園の施設が古いので、莫大な費用をかけて改修してこども園化していくかどうか今後検討していくというような文言がございます。市川市公立幼稚園の近々の方向性というのをどういう風に考えていらっしゃるのかということをご示しただけですと、今後私どもが立ち位置を決めていく上で参考になると考えていますが、いかがでございますでしょうか。

○高尾会長

では、事務局の方から、説明を、出来る範囲でお願いしたいと思います。

○永田課長

教育政策課長でございます。

私どもとしましては、公立幼稚園の今後のあり方ということにつきましては、冒頭にも説明させていただきましたけれども、これまで同様、平成22年に本審議会で頂戴しました答申を基本ラインということで、この基本ラインを押さえた上でですね、「公」の役割を確保していこうと。また、今まで本日もご説明させていただいておりますが、国の子ども施策の一元化という大きい流れ、こういったものを踏まえて、対応していかなければいけない、というふうに基本的には考えてはおります。そういった中で、たとえば施設の改修とか、そういったものも出ましたけれども、そういったものにつきましては、今のところ、具体的には個々の園舎につきましては検討はしていないという状況でございます。以上でございます。

○高尾会長

緑谷委員さん。

○緑谷委員

私立幼稚園で平成27年4月からこども園化することで検討を進めているところが何園かありますが、その進捗状況を見ておりますと、具体的な改修が現在行われています。市川市公立幼稚園に関しては、平成27年4月にこども園化という動きは現在ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○高尾会長

はい、じゃ、事務局の方から。

○永田課長

教育政策課長でございます。

公立幼稚園につきましては、平成27年4月にこども園に移行するという、そういう決定はまだ組織としてはしておりません。またそういったことにつきまして、大きな方向性も、今のところは未定でございます。以上です。

○高尾会長

緑谷委員、それでよろしいですか。

○緑谷委員

はい。

○高尾会長

はい、それじゃ、他に。稲葉委員さん。

○稲葉委員

あの、今の部分と関連をするんですけれども、今、緑谷委員がお話されたのは、例えば公立が進んでしまうと、公立はできてしまうわけですね。方向によって。たとえばお金にしても。公立がこども園になることによって影響を受ける部分というのが当然、幼稚園だけではなくて、今度は私立保育園にも影響が出るわけですよ。ですから、今、そういう方向性はないという形で現実を捉えさせていただくのであれば、それを元に、周りも考え方を決めるでしょうし、それを含めてですね、現状、先ほど預かり保育の部分が出てたと思うんですけれども、現在は、国庫補助の部分でやっていたが、今後、交付、まあ出所が違ふと表現した方がいいのかもしれないけれども、そうだと思うんですけれども、この預かり保育事業に関して、より充実したり、よりその部分を市がフォローしたりしていくことによって、たとえば現況の私立幼稚園の方も、現在のまま行かれて、預かり保育事業を充実することによって生き残れるということになる、そういう方向性にシフトできるところも出てくる。でもたとえば総合的な形で、預かりという事業を幼稚園に求めなくなる、言い方をかえれば、保育は保育の方で別にやるんだと、いう形になってくると、ガラッと、先ほど緑谷さんが言われたように、選択する際に、今後、今のままの幼稚園でいくのかいかないのか、選択肢にも影響が来ると思うんですよ。預かり事業を今後市川市は充実に向けていくのかいかないのか、というのを聞かせていただけますでしょうか。

○高尾会長

じゃ、事務局の方。

○永田課長

はい、教育政策課長でございます。

まず公立幼稚園の今後のあり方でございますけれども、こども園化しないということで決定したわけではございません。組織的には未定ということをお願いしたいと思います。それと、今後、今の幼稚園と保育園がどういうふうに住み分けていくかということでございますけれども、その中で、制度的に似ておりますのが、稲葉委員がおっしゃいました預かり保育というものをどういう風に行っていくかということで、公の保育所につきましてはすでに時間をクリアしているわけでございますので問題はないと思いますが、公の幼稚園につきましては、現在はリフレッシュ型のみ対応ということでやっております。これを就労型というようにのばしていくかということにつきましては、申し訳ありませんが、先ほど申した公立幼稚園の「公」としての役割、一般的に挙げられていますのがいわゆる特別支援関係が一つありますけれども、果たしてこれだけなのかということも検討というか、もう少し掘り下げた中で決めなければいけないと、そういうところで、預かり保育につきましては、今ご説明しましたとおり、今は市独自の枠組みの中でやらせていただいておりますが、今度は国の、いわゆ

る出所が違うという表現どおりでございまして、国の方からきちんとした補助というか、補填がある制度に変わりますので、その際には、制度的には検証しなおさなければいけないというふうに考えています。以上でございます。

○高尾会長

よろしいですか。はい。どうぞ。

○稲葉委員

今、言葉的に感じたのは、未定という言葉が使われたのが気になったんですけども、現実には「公」の役割というのが幼教審の中でずっと議論されている中で、別に「公」が特別支援だけを特化しろとっているわけではなくて、もともと、私立幼稚園が補えなかった人数を公が幼稚園を設立してきた経緯ですね、もともとの経緯はそうだったんです。もちろん全園廃園しろというわけでもないわけですね。ただ、稲荷木幼稚園が廃園になり、二俣が今後、国のがなくなることにより休園になる。そういう方向性が出てくる中で、「公」が求める役割が、例えば、幼児教育のみで考えたらまた違いますけど、ここに保育の部分まで参入してきてしまったら、今度は、「公」の役割が、幼児教育ではなくて、就労支援のための施設になってしまえば、当然先ほど言ったように、影響力というのは、8園が7になったり最終的には6になったとしても、近隣に与える少子化への影響力というのは「公」のいきかた次第では影響が出るというふうに捕らえていいと思うんですね。と言って、民間だけを守れというのではなくて、「公」の役割は何ですか、とお聞きしたい。

○高尾会長

なかなか難しいことだと思いますけれども、事務局の方で答えられる範囲でお願いします。

○永田課長

あの、こういう会議で大変申し訳ないんですが、教育政策課長という立場でのお返事でよろしいでしょうか。

今おっしゃったとおり、公立幼稚園のありかた次第では、私立幼稚園の皆さんですとか私立保育所の皆さん、公立保育園もそうだと思いますけれども、大きな影響を与えるということは十分に認識しております。そういった中でいわゆる「公」としてどうしていくかということですが、私は、多くのお子さんがいらっしゃいますので、そういったお子さん方に、教育・保育も含めて、そういった機会を必ず確保する、担保するということが大事なのかなと思うように思っております。そういった中では、22年度の答申の中にもございましたけれども、地域の特色というものも踏まえて、個々に対応していく必要があるのかと。例えば待機児童の問題を取りましても、市全体で先ほどの資料にもありましたけれども、300人以上の待機児童がいるということもありました。実際にその300人が市全体に均等にいるのかということになりますと、当然違います。いわゆるJR線沿いに多く、北部の方には少ない、そういうことがございますので、そういったことを含めて、機会を確保するという視点から、「公」の施設については考えていけないのかな、と、私が課長として政策を考える上では必要かなと、今は認識しております。以上でございます。

○高尾会長

はい、稲葉委員さん、どうぞ。

○稲葉委員

今、現実とらえてどうこうということはないんですけれども、例えばね、最後の資料のほうになっちゃうかもしれないんですけれども、たとえば二俣幼稚園の方がいらっしゃるのであれなんですけれども、じゃ、現況この人数の人を、市川市が、幼児教育するためにこの施設を、二俣の防衛省の宿舎がいなくなっても維持しなければいけないのか、でも、もしもそれを保育、就労支援のための施設として求めるんだったら、もっと維持しなければいけないとか、もっといいものにしなければいけないとか、議論が変わっちゃうということだと思っんですよ。だから、幼児教育として、稲荷木幼稚園は役目が終わって周りに幼稚園があつて、もしあの施設を保育園として再生すると言つたならば、当然違う方向で議論されちゃうのかなという話であつて、求めるものは多くなつてしまうという結果であると思っんですよ。幼児教育として考えていって、私立幼稚園が今後どうしていくか議論していく際に、就労が入つてしまうと、当然就労支援することが善で、そういう施設が悪みたいなの、待機児童巢が伸びてしまうみたいな話になると、これまた議論のポイントが違うと思っんですね。だから、そういうことも含めて議論した方がいいかな、っていうのが私の言い分なんです。そうしないと、子育て会議も、就労を何とかしよう会議になつてしまうと思っんですね。でもここは幼教審であり、子どもの幼児教育を主たる目的に応援する会議である、ここで就労支援を応援されても違うのかなつて。

○高尾会長

それでは、猪瀬委員さん、どうですか。保育園側としては。

○猪瀬委員

今、稲葉委員の方から、就労支援の議論をというのは、本当にそのとおりだと思います。ただ、保育園も、待機児童の解消ということで、どんどん企業運営の保育園が出てきますので、もし、公立幼稚園さんの施設を活かして、保育園機能のあるこども園ですか、そういう施設が出来れば、地域の人助かりますし、いたずらに企業の保育園が出てこないようになるのではないかと思います。企業は、子どもがいなくなれば当然そこをやめてしまえばいいことですが、地域の子どもたちにとっては、やはり、施設があるかないかというのは、子育てにとっては安心感に差が出てきますので、できればそういう利用の仕方もいいのではないかと伺つていました。私どもの保育園も支援センターを開設しておりますので、地域の子どもたちを連れてお母様方がいらっしゃるのは、保育園としては残念なんですけど、90パーセントくらいの方が幼稚園を希望なさつていますので、どんな幼稚園に入るのがいいのでしょうか、という相談がありますが、幼稚園の希望ということになりますと、保育園は就労支援ということになりますので、仕事をしているあるいはお母様方が何らかの形で保育が出来ないという場合しかお預かりをすることができませんので、就労支援というものが取られたこども園というのであれば、どこでも、誰でも入れるような施設があればいいと思っんですが、少子化ということを考えますと、幼稚園さんがこども園という長時間保

育を充実していくということになりますと、保育園は大丈夫かなという思いもありますが、現在、3・4・5の子どもはほとんど入所してきません。たぶん幼稚園さんに行かれているのだと思いますが、0・1・2歳の保育の充実を図っていることですが、できれば、施設的には幼稚園さんも利用できればいいんじゃないかなとお聞きしておりました。

○高尾会長

それでは、公立幼稚園側からどうですか。小谷委員さん。

○小谷委員

塩焼幼稚園の小谷です。

個人的な考えですけれども、公立幼稚園の役割としては、やはり市川市内のすべての子どもたちに、良質な成育環境を与えるという意味での幼児教育をすることが一番大事かなと思っています。公立幼稚園、そして私立幼稚園を選んでくる保護者の、自分で幼児期の子育てをしたいという保護者の方と、就労して子育てをしたいという保護者の方の、保護者の方での選び方がはっきりしてきている時代だなという気がします。そういう意味で、公立幼稚園、私立幼稚園ではなくて、幼児教育の部分で、保育園も含めて、幼児教育が入ってくるのはいい時代だなという気がしています。

○高尾会長

では、公立保育園の側からはどうですか。いわゆるこども園構想に関しては。

○中川委員

公立保育園の方はですね、やはり待機児童がとても多いということで、公立としての役割ということだと、先ほどから話に上がっていました、特別の支援が必要なお子さんがいらっしゃるの、そちらの方をなるべく受け入れるようにしておきまして、また0・1・2歳の待機児童が大変多いので、幼稚園さんと協力して、幼保の見学などもありますし、研修も一緒にやっておりますので、協力して、市川市の子どもたちのためにやっていきたいと思っております。

○高尾会長

それじゃ、順番にですね、私立幼稚園の保護者の増田委員さんの方から意見をお願いしたいと思います。

○増田委員

増田です。今、皆様のお話を伺っていて、私はどうしても保護者なので、なんとなく子どもが置き去りになってお話を進んでいるような印象を受けてしまっていて、子どもにとっては、保育所であっても、幼稚園であっても、良質な保育であったり教育をしていただけたところであれば、子どもやそれぞれの親に合った環境を選べるという意味では、新制度はとてもいい制度だなと、保護者としては、そういう印象を持ちました。仕事をしながら子育てを頑張りたい保護者の方の受け皿にもなって、また、従来型の幼稚園もそのまま残す形であれば、私立の幼稚園で特色を出している幼稚園がたくさんありますので、そういった中で家庭の方針に合った幼稚園を選ぶという選択肢もあって、よく周りの保護者で聞く声だと、仕事はしたい、でも預け先が今待機児童があって、フルタイムじゃないと保育所に預けられない、でも、幼稚園のいい教

育の部分もよくわかっているんで、そういう部分でも預けたい幼稚園があるということで、自分にあつた仕事の仕方をしながら、預けもしたいし、家庭保育もしながら預かってもらう日も作りながら、でも、この幼稚園の教育をしたいっていう保護者の方もたくさんいらっしゃるんで、選択肢として保護者の立場からしたら、様々な公立の幼稚園があつて、公立の保育所があつて、私立の保育所もたくさんあるということは、保護者の立場に立ったらとてもいいことでもあり、子どもにとっては一番いい形になるのではないかという印象を持ちました。

○高尾会長

それじゃ、次に牛木委員さん。公立の幼稚園の保護者の方です。

○牛木委員

二俣幼稚園の保護者の牛木です。私自身が市川市の出身ではありませんで、兵庫県加古川市の出身なんです。そういうところで育ってまして、どちらかという公立の幼稚園がメインで、私立の幼稚園が少ない所だったんですね。こちらの市は公立の幼稚園があるということで、最初に受けた印象は、公立の幼稚園ありきで、どうしてもお仕事の関係とかでどうしても0歳児から子どもを預けたいという人もいますので、そういう方たちが私立の幼稚園を、もしくは保育園というところを利用されているんだっていうイメージを持ってこの会議に臨んでいたんですけども、稲葉委員さんのお話を聞いて、もともと私立が中心だったのかなということで、今すごい頭の中がこんがらがってマイクいただいている状態になっています。そういうイメージのところでは育ってましたので、公立の幼稚園さんが、今、リフレッシュの、親御さんの関係で、小学校でいう子どもクラブさんみたいな放課後クラブさんっていうんですか、こちらでは、そういう役割を若干担っている以外は、定時の教育時間外は、皆さん、私立の方の幼稚園さん、保育園さんの方が、延長保育っていうことで支援が充実しているということを聞き、ちょっとびっくりしています。それぞれの幼稚園・保育園さんの役割、そして私立の役割はあるとは思いますが、子どもから考えると、自宅の近所に通える保育園・幼稚園があるっていうのが、一番いいことなんだと思います。たとえば、幼稚園で遊んでいるお友達と、今日何時に遊ぼうね、っていう約束をした場合ですね、私立でかつ自宅からすごく遠い所の学校を選ばれて、通われているお子さんもいらっしゃると思うんですが、そういう場合はどうしても親御さんの都合で、「今日行っていい?」「今日はどうしてもこの時間だからダメかな」っていうと、やっぱり子どもさん泣いていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。二俣幼稚園でも、徒歩圏内、30分くらいかかる子どもさんとかいらっしゃれば、やっぱり立地的にはどうしても官舎外の子と遊ぶ約束をしたとしても、「もうこんな時間だから、帰ってくると遅くなるから、また幼稚園が早く終わる曜日に遊ぼうね」だとか、そういう約束を親どおしがしたり、そういう旨を諭したりして、幼稚園外でも遊ぶ約束の話が出たりしています。そういうことを考えると、地域によって、幼稚園に通われる方の人数の差があるとは思いますが、できるだけ均等に、いろんな地域で、公でもいいです、私立でもいいので、幼稚園、それから保育園というものを、残していただいてですね、私立だから、公立だからというのではなく、もう少し

そのあたり連携が、交流みたいな形ですね、二俣幼稚園の場合は小学校との連携ということで、小学校の方に遊びに行ったり、小学校のお兄さんお姉さんたちが、幼稚園に遊びに来たりとかして、交流ということもいっぱい行われていますので、そういうふうなものを地域間で、私立公立関係なしに行われていけるような幼児教育ができればなあ、というふうには思っているんですけども。すみません、ちょっと話がそれてしまったかもしれませんが、私の意見はその意見です。

○高尾会長

はい、それじゃあ、順番に、私立保育園の保護者の齋藤委員さん。

○齋藤委員

はい、私立保育園から参加させていただいています、齋藤です。

今まさに、私の中では、悩んでいるところといいますか、職場での環境が、今、働く女性にとって、整っている状態でありまして、短時間勤務、1日5時間の勤務で、月の出勤日数は、フルタイムの日数と変わらない、もしくは、短日数勤務といいまして、一日の働く時間はフルタイムの時間、ただし、出勤日数は、短時間勤務の総労働時間と合わせる形で、約半分出勤することで、そういった選択をすることができるようになっております。ただ、短日数勤務を取ってしまいますと、保育園に入るための条件に一日満たされず、16日以上働かなければ、入園できないという条件になっておりまして、それが満たされない。短時間勤務を取得しているんですけども、そうになると、通勤時間がちょっと長いもので、結局、ほぼフルタイムで働いているのと変わらない状態で一日を終えて、子どもを迎えに行って、食事の支度、お風呂に入れて、寝かしつけて、また次の日が来るといったかたちの流れが毎日続いておりまして、体の負担ももちろんあるんですけども、私としてはやはり短日数勤務を取得したいなと思っております、そうしますとやはりその分時間の余裕ができるので、子どもとふれあう時間を作れますし、そこでやっぱり幼稚園に通わせようかな、でもやっぱり半月出勤するので、ちょっとなあ、と、お弁当とかもありますし、働きながら、シフト制なもので、早い時間とかもあるので、その中お弁当作りをしたり、幼稚園だと支援していただく時間も短いということで、今まさに悩んでいるところで、その中、こども園、幼保一体となった形で、幼稚園の教育も受けていただきつつ、給食がきつと出てくると思うので、そういう意味でも、働くママにとったら、とても条件としてはありがたく、なおかつ子どもも、安心して預けられる環境になってくるのかな。いろんな人が、私だけじゃなく、ママにとって、いろんな人の条件に見合った形で入園することができるのかなってところで、私も今悩んではいるんですけども、いい方向に進んでいっていただけるといいなあと感じています。

○高尾会長

それじゃあ、続きまして、公立保育園の保護者の方で、青葉委員さん。

○青葉委員

青葉です。私の方で、プレゼン資料の5ページを見て、びっくりしました。浦安に長いこと住んでいたもので、市川に来たのは2年前ですけども、公立の保育園というのが浦安はメジャーなんです、メジャーのつもりでいたんですけども、あ、全

然違うんだなと、びっくりしました。施設の構成比であるとか、市川市民の方がどのような志向性を持っているのかなどは、だいぶ自分が考えていたのとは違うんだなあとお話を聞いて感じてたところです。幼保一体型の施設に関して言うと、浦安ではすでに、何年前だったかな、もうあるんですよ。そこに転園していったお母さんを先ほど思い出しまして、給食が出るとか出ないとかあるのかもかもしれませんが、やはり、働くお母さんとして、確か彼女はお子さん、男の子が2人か3人いましたけれども、魅力を感じて、わざわざ卒園前に転園していったんだらうなと思って、おそらく、働く前提で考えた場合には、非常に魅力的な施設なのではないかなと思っています。しかし、市川市の皆さん、外から来た私からすると、洗練されているというか、非常に教育水準が高いなと思いますし、恵まれているエリアだなと、市川に住まないいろいろな人に私は言っているんですけども、子ども目線の話もいろいろされたので、一社会人というか、私はマーケティングリサーチの関係で、市川市をどう考えていくのかという視点から言うと、これもエピソードになるんですが、つい最近中国から日本に戻ってきた同僚が、3歳の子どもを連れてどこに住むかって考えたときに、すぐに江戸川区で決めたと。子どもへの援助がとても充実していると、それだけで決めたと。通勤は非常に不便なだけけれども、そこがいいみたいなのがありますので、まずその市川市が、子育てをするエリアとしてどう選ばれていくべきかということを考える必要があると思っています、その意味で、ここはリクエストなんですけれども、たぶん調べればすぐにわかると思うんですが、資料5 - 2ページと、3ページ、それから4ページをもう少しブレイクダウンしていただいて、たとえば流入している人口と流出している人口がどういう世帯構成とか、どういう特性の方たちなのかということをもっと少し理解したいなと。子育て世代の人たちがどんどん出て行ってしまっているとすると、大問題だなと思っていますところですね。人口ピラミッドはこれは日本の縮図なので特に市川市がどうこうじゃないですので、市川市の健康状態というか流入流出を考えたときの健康状態をもう少し子どもを育てるという環境をベースにしてデータを取っていく必要があるんじゃないかなとそのように思っています。それから、ちょっとデータはわからないですけど、幼稚園から保育園に行くとか、またその逆とか、そういう流動性はどうなっているのかなとすごく気になりました。というのは、いただいた資料の中で、やはり資料5 - 6ページで、保育園、保育所ですか、への伸びが大きいのかちょっとよくわかりませんが、おそらく働く方が増えてきている、という話がある中で、どういう選択を皆さんしようとしているのかということ把握する為にも必要なかなと思って、このデータを見ていました。繰り返しになりますが、市川市がどれだけ外から子育て世代を引っ張ってこれるかというのが市川市全体にとってもとても魅力だと思いますし、子どもを基点にする選択というのは非常によくある話だと思うので、したいなと思うのと、あともう一点なんです、実際に今子どもを保育園に預けている中で、お友達とおしとか先生とか、いろんな交流があるんですけども、私はもう十何年前から毎朝子どもを送る係なんです、当時は、送りをしているお父さんがほとんどいないので、ものすごく目立ったんです、私。なので、いるだけでスーパーマンみたいな感じだったんですけど、今は普通にい

ますね。お父さんとお母さん、半分半分くらいなので、普通で、全然目立たない。それだけ、先ほどの話もありましたけれども、働き方の選択の多様性が増えているかなと思っている中で、親、お母さんだけでなくお父さんも、保育園の話になって恐縮ですけれども、すごく出現する機会が増える、そこで非常に目に付くのが、先生の質的なバラつきみたいなものが目立ってくるなと思っています、お父さん目線で見たとときとお母さん目線で見たととき、やっぱり違いますね。何が言いたいかというと、その、私立と公立の交流みたいな話があったと思うんですが、個人的にも、私立保育園、公立保育園が近いんですけれども、自分でひとりで行って、どういう活動をしているんですかと、まあ父母の会があればですけど、お互いの質を高めることができるのであれば、とても効果的だと思うんですけれども、先生の交流というのはすごくいいなと思っています、もっともっと促進していただきたいのと、それからその父母の会みたいなものはあたりなかつたりしますけれども、親と保育園の関係性、子どもと保育園の関係性は言うまでもないですけれども、親と保育園の関係性をどう高めることができるのかっていうことを、私個人的にはすごく興味を持ってやっているところですが、こういうところでも、話題として上がってくるといいなあとと思って、少し幼保の話から離れますけれども、聞いておりました。少し長くなりました。ありがとうございました。

○高尾会長

ようするに、地域性ですね、公立、私立、幼稚園、保育園。地域によって、全く違います。それはおっしゃるとおりだと思います。

それからもう一つ、あの市川の子育て世代は、減少しています。流出しています。これははっきりしている。そうすると、いわゆる年少人口っていうか、子どもの数は、減少してきている。ちょっとあることで、国勢調査のときに調べたんですが、松戸市と市川市を比べますと、市川市の方が減少率が高い。それから同じように図を描いて見ますと、八千代市はそんなに子どもの数は減っていないんです。したがって、子育て世代も減っていないんです。そういう状況ははっきりしています。ですから、おそらく今後、日本社会の少子高齢、人口減少社会、市川市はもっと減っていくんじゃないか。ということで、松戸市は市長が必死になりまして、子育て中心とした街づくりをやっていくと、積極的に取り組んでいるという状況があります。

それから、保育園から幼稚園、あるいは幼稚園から保育園っていうのは、先生、どうなんですか。

○緑谷委員

あの、協会としてのデータはありませんので、自分の園の印象ですけれども、お母さんたちが、うちの園は、働いていらっしゃる方が、幼稚園なのでフルタイムはあまりいらっしゃらないかと思いますが、けっこう多いと思うんですね。3・4・5歳の兄や姉が幼稚園にいて、下の子、未就園児は保育園にいてというパターンのお母さんは、私が把握しているだけで13だと思えますけど、現状いらっしゃいます。さらに、上の子が卒園した後に、下の子は幼稚園に入れなくて保育園に入れるつもりだと、今の時点で告白されている方も、4人か5人くらいいらっしゃいます。なる

べく働いている方でも通えるようにというのでうちは仕組みづくりはしているつもりなんですけれども、それでも保育園さんのように夜7時までというような体制を取るのなかなか難しいところもあるので。あと、生き方として働かれる方が増えてきているかなという印象を持っています。そういう方の方が、ぱっと保育園に転園というのをされているかなという印象を、ここ数年ですが、うちの園に関しては持っています。

○高尾会長

保育園はどんなものですか。

○猪瀬委員

私どもの保育園は、ほとんどいらっしゃいません。幼稚園さんに今入っていますが、保育園の方に転園したいという方はいらっしゃらないですね。ただ、これから保育園か幼稚園かを選択をする方が、見学の方がたくさんいらっしゃいますけれども、保育園に入って、就労を前提に、まだ仕事は決まっていらないんですが、保育園に入りたかったので、仕事をこれから見つけたいという、逆パターンですね。仕事をしているから保育園に預けたいのではなく、保育園に預けたいから仕事を探す、という言葉をよく聞かれますので、私は「どうしてですか」と聞くんですけど、やっぱり、社会に自分がきちんと、齊藤委員さんと同じで、位置付けて、自分が社会で働きたいということ、やっぱり子どもは保育園で育てていただきたい。そういうバランスの悪いことをよくお聞きするんですが、幼稚園さんから転園というのはほとんどございません。

○高尾会長

矢島先生、どうですか。小学校の立場から。幼稚園と保育園を合体させるような、こども園制度について、どのようにお考えですか。

○矢島委員

前回、というか去年もお話したと思うんですけど、正直言って、どっちがいいってというのは、学校側からは言えないです。ただ、幼稚園ってというのは、この間の学校教育法で変わったように、学校ってところの意識を強く持たせるようにしたんですよね。だから幼稚園ってというのは学校なんですよ。幼稚園ではなくて幼児学校なんです。だからもともと、幼稚園と保育園を一緒にしようというのが無理な話なんです。でも、そういった中で、施設を、あと市民のニーズというものがあって、なんとかならないのかなって、役所の方も考えてらっしゃるので、私は、要望とかそういうのではなくて、やっぱり幼稚園っていうものが今まで果たしてきた役割っていうのは消さないで、残して、施設には活かしてほしいなということですね。3歳4歳5歳を、なぜ幼稚園が預かってきたのが、そこに、幼稚園の持っている教育性があると思うんですよ。それを、新しい施設を展開する中でも、落とさないようにという程度しか言えないです。

○高尾会長

それじゃあ、鈴木先生。

○鈴木副会長

はい。鈴木です。あの、総論としては、公立であろうが私立であろうが、やっぱり

幼稚園、保育所であろうが、幼児期の教育をどう考えるかというのがここの議題なんだと、私は思っています。認定こども園に関して言うと、やはり先ほどの預かり保育のことが、実はすごく問題として大きくて、昨年の暮れに、文部科学省が行った中央協議会、あの幼稚園教育の理解に関する中央協議会で、私すごく運が悪くて、預かり保育のコーディネーターになっちゃったんですね、分科会の。で、話していけば話していくほど暗くなっちゃうんです。現場の先生たちが。つまり、預かり保育をどうとらえるかっていうと、家庭教育観なんです。家庭教育というものをどうとらえるかになっていくので、そうすると家庭教育と幼児教育の狭間なんですね。逆に言うと、ここを乗り越えないと、こども園になった時に、先ほど矢島先生もおっしゃったように、異質のものを一緒にする、その中で乗り越えなければいけないハードルの一つ、大きなハードルなんだなということを考えなければと思っていますし、稲葉委員がおっしゃった就労支援ではない預かり保育というものをどう考えるか、そこがキーワードっていうか、こども園化するときのキーワードになっていくのかなと思います。公立幼稚園の教育要領にのっとった、公の役割ってというのは、私はあると思っていますし、先ほど稲葉先生は、自らのご意思で、志を持って議員になられたっていうふうに伺って、私立幼稚園の良さってというのは十分に、重々わかっているつもりでありますし、必要だというように、市川の教育を担ってきたという認識は持っております。と同時に、園長になっていける公立幼稚園、自分が志を持って長になることができる公立幼稚園の立場というのも、非常に大切だと思っているので、幼、保ではない、幼児教育としてのあり方、その中の一つが、キーワードとして預かり保育だろうというふうに考えています。

○高尾会長

それじゃあ、時間もあれなんですけれども、おそらく今度の制度ってというのは、政府は、積極的にすすめていくんだらうというように思います。2030年に、この日本社会はどうかという議論がたくさんあります。そういう本も出ております。そういうものに共通するのはですね、とにかく人口は減少していく、特に問題は郊外なんです。郊外は、おそらく市川なんかは、確実に人口が減少していくというふうな予測がたてられているわけなんです。松戸もたぶんそうだと思います。むしろ郊外から人口は減少していくと。で、そうなってくると、政府もやっと気づき始めた、なんとかしなくちゃいけないと。前からそういうような話はありませんけれども、積極的な政策は立てられなかった。で、今度初めてですね、その制度で行くんだっていう方向を打ち出したと思うんです。ですから、積極的にすすめていく。だから、公立の幼稚園をどうするんだっていうときに、行政側は、あまり明朗な答えは出ませんでしたけれども、たぶんもうはっきりしているんだとうと、いや、私が行政から聞いたわけではなくて、政策的には、そうせざるをえないだろうと、こども園の方向に移っていくんだらうと、思います。ですから、その覚悟で、私立幼稚園も、保育園も、考えていかざるをえないかなという感じはしております。私が会長だからというのではなくて、たぶん政府はそういう政策ですすめていくだろうと思います。政策誘導していくんだらうと思います。それへの対応というのが必要になってくるだろうと思います。

ということで、公定価格もまだ示されておりませんし、国の方向が、形だけは示されましたけれど中身はもうちょっと詰めなければならない。昨日の会議あたりでかなり明確化してくるのではないかと。3月に向けてですね、明確化してくるんじゃないかと思えますけれども。まあ、そういう状況だということです。

それでは、次にですね、報告（3）の「公立幼稚園について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○伊藤課長

それでは、就学支援課から議題の3番目をご説明させていただきます。資料3の二つ目の答申書をご覧いただければと思います。幼稚園保育料についてご報告させていただきます。

まず最初に、平成24年4月23日に開催されました、平成24年度第1回市川市幼児教育振興審議会におきまして、平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しにつきまして答申をいただきましたので、その内容をご報告と説明をさせていただきます。答申の内容につきましては、本日お配りしました資料3の二つ目の答申書をごらんいただきたいと思えます。答申では市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である、ただし、平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置く方が望ましいとなっております。保育料を引き上げる理由といたしましては、1点目といたしまして、平成15年度から保育料が据え置かれていること。2点目といたしまして、公立幼稚園が市内全域に設置されていないため、一部の市民の利用の対象となっていることから、相応の負担があってもよいこと。3点目といたしましては、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差額を、保護者への補助金だけで解消することは難しいことなどでございます。平成25年度市川市立幼稚園保育料を据え置く理由といたしましては、1点目といたしましては、保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料引き上げの時期は平成26年4月以降であること、2点目といたしましては、保護者への十分な説明期間を設ける必要であることなどでございます。保育額の改定につきましては、従来の算定方法に基づいて算出した平成22年度の園児1人当たりの月額経費12,390円を根拠として、現時点においては、2,000円程度の引き上げが妥当なものと考えたところでございます。しかし、保育料の引き上げの時期が、平成26年度以降、平成27年度からの引き上げが望ましいとしたことから、今後様々な社会情勢を勘案して、その金額については、最終的に決定することが必要であるとされています。

答申をいただいた後、平成24年8月10日に、参議院本会議で子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、及び、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が可決成立いたしました。子ども・子育て支援法により、平成27年4月実施予定の子ども・子育て支援新制度において、認定こども園及び施設型給付施設に移行した幼稚園には、公定価格が適用されることとなります。この公定価格は内閣総理大臣が定める基準により算定した基本額、公定価格から、政令で定

める額を限度として市町村が定める額、利用者負担額を控除した額を施設型給付として幼稚園へ在籍園児数を基本として毎月支給するものでございます。この内容については、すでに先ほど教育政策課の方からご説明させていただきました。今後国から公定価格について示される予定でございますので、公定価格を含めた新制度を注視しながら、公立幼稚園保育料の引き上げにつきましては、公私立幼稚園保育料の格差の観点から、検討してまいりたいと考えております。

次に、資料7をご覧くださいと思います。平成26年度公立幼稚園の入園申請状況をご報告させていただきます。この資料につきましては、今年度の1月7日現在で集計をしております。初めに、二俣幼稚園は、募集人数70名に対して32名が入園許可申請書を提出していただいております。入園率が45.7パーセントで、前年比5名の増加でございます。同様に信篤幼稚園、募集人数80名で49名、入園率は61.3パーセント、前年比15名の減でございます。大洲幼稚園は、募集人数70名に51名、入園率は72.9パーセント、前年比15名の減でございます。南行徳幼稚園は募集人数140名で91名、入園率は65パーセント、前年比5名の増加でございます。百合台幼稚園は募集人数70名に47名、入園率は67.1パーセントで、前年比6名の減でございます。新浜幼稚園は募集人数80名で60名、入園率は75パーセントで、前年比20名の減でございます。最後に、塩焼幼稚園は募集人数120名で108名、入園率は90パーセント、前年比6名の減でございます。7園の合計で、募集人数630名で、438名が入園許可申請書を提出していただいております。入園率は69.5パーセントで、前年比52名の減でございます。報告は以上でございます。

○高尾会長

はい、わかりました。まだ公定価格は示されていませんけれども、もし、示された場合に、現在の幼稚園保育料と、どうなりますか。利用者負担はどんな感じですか。まだわからない。

○伊藤課長

はい、就学支援課長です。

今のご質問の内容でございますが、国からまだ情報が示されておられませんので、今の段階では算出が出来ておりません。

○高尾会長

まあ、一般的にいうと、利用者負担、安くなるならいいですけども、高くなることがあるとちょっとね、問題かなという気もしますけれども。

それからもう一つは、公立幼稚園の申請状況、26年度の入園申請状況の報告ですけども、二俣幼稚園については申請者が少ないということですね。かなり申請者が少なくなっていると。当審議会でも、平成22年度に、公立幼稚園のあり方について検討いたしました。その際に、答申です、稲荷木幼稚園については今年度末で廃園になるということでした。二俣幼稚園についての状況については、現在どういうふうになっておりますでしょうか。

○福田主幹

はい、教育政策課福田です。資料7-2でご説明したいと思います。

資料7-2の2ページ、こちらが先ほどの申請状況の、二俣幼稚園の内訳になります。こちらの表の26年度地区別園児の内訳予想というところをちょっと見ていただきたいと思うのですが、先ほどの報告で、来年度の二俣幼稚園の申請者が32名でした。そのうちの内訳がこちらに書いてある4歳のところ。26年度4歳のところ。宿舎と書いてありますが、今度国の方で廃止が決まっている二俣の宿舎から来ている園児の人数です。その他というのは、それ以外の申請者でございます。両方で32名。二俣の防衛省宿舎の方のほうが、申請者としては多い状況になっております。次のページを見ていただきたいのですが、これは現在までの二俣幼稚園の園児数の推移でございます。ご覧のとおりちょっとずつ減ってきてしまっています。白いのが4歳児、濃い方が5歳児です。今度、27年度に予定されているのが、二俣の防衛省宿舎、園児の半分以上を占めている宿舎の方が、平成27年9月に宿舎を退去しなければならないというのが国から示されておりまして、この日程は決定していることだそうです。その後、平成28年度、3月に宿舎を売却するというのが決まっています、どこに売却するというのはまだ決まっていないそうですけれども、そういった予定は決まっておりますので、宿舎の方が移転してしまうというのがある程度予想できる状態になっているという状況でございます。下の図は、二俣幼稚園の園区の世帯数が減少しているというのを表していて、園児数が、それに伴って減っているというのを示した推移のグラフになります。こういった状況が二俣幼稚園の状況でございます。以上です。

○高尾会長

防衛省の宿舎が退去してしましますと、どれくらい残りますか。園児数としては。

○福田主幹

現在の予定としては、26年度は宿舎から来ている方っていうのが、半分以上占めてしまっている、それが半分以下になってしまうということがわかっているということです。

○高尾会長

ただいまの二俣幼稚園の状況に関して、質問はあるでしょうか。よろしいですか。

それではですね、予定の時間をオーバーしておりますけれども、そろそろ終わりの時間に近付いてきましたので、何か意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、第1回の幼児教育振興審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。傍聴人の方は、退席をお願いします。